



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 富 士 重 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 永 泰 之  
(コード番号 7 2 7 0 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 齋 藤 勝 雄  
(T E L 03-6447-8825)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 85 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり商号を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更

(1) 変更の理由

当社は中期経営ビジョン「際立とう 2020」で掲げる「存在感と魅力ある企業」の実現に向けて「スバルブランドを磨く」取り組みをさらに加速させ、スバルを魅力あるグローバルブランドとしてさらに成長させることを目的として、創業 100 周年を機に商号の変更を実施いたします。

(2) 新商号

株式会社 S U B A R U (英文: SUBARU CORPORATION)

(現商号: 富士重工業株式会社 英文: Fuji Heavy Industries Ltd.)

(3) 変更予定日

平成 29 年 4 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記商号の変更に伴い、第 1 条 (商号) を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| (商号)<br>第 1 条 当社は、 <u>富士重工業株式会社</u> と称し、<br><u>Fuji Heavy Industries Ltd.</u> と英訳する。 | (商号)<br>第 1 条 当社は、 <u>株式会社 S U B A R U</u> と称し、<br><u>SUBARU CORPORATION</u> と英訳する。<br><br><u>附 則</u><br><u>本定款第 1 条 (商号) の変更は、平成 29 年 4 月</u><br><u>1 日をもって効力が生じるものとする。なお、本</u><br><u>附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u> |

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (火)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 4 月 1 日 (土)

以 上